

第4回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和5年4月5日(水)
- 2 開会日時及び場所
令和5年4月5日(水) 午後2時00分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和5年4月5日(水) 午後4時00分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸	13番 坂本 博
14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝	17番 小筏 正治
18番 林田 剛	19番 馬場 保		

(2)欠席者(1名)

10番 草野有美子

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参事補	酒井 伸也
主 事	増富 浩彦

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第21号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第23号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 報告第4号 非農地通知の発出について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 令和5年4月1日改正による農地取得に係る下限面積要件の廃止について(旧農地法第

3条第2項第5号)

(2) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答について

8 その他

午後2時00分開会

○事務局長(高木 謙次君) それでは、議事開始の前に議案の取り下げが1件あっております。議案書の3ページが一番上になります。議案書3ページが一番上で、農地法第3条第1項の申請番号64番になります。よろしいでしょうか。(発言する者あり)64番、一番上ですね。よろしいですかね。(「はい」と言う者あり)

それでは、注意事項を申し上げます。

議事進行上、発言をされる場合は挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言をしてください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日は、小浜町の草野有美子委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長(馬場 保君) 改めまして、皆さん、こんにちは。足元の悪い中、またご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。

先ほどは、新年度の職員のあいさつでございましたけれども、補足しまして、前局長が再び再任用という形で農業委員会事務局に残りますので、そちらのほうも報告しておきます。

それでは、始めたいと思います。

もう1つ補足ですけど、農政のほうで明後日の歓送迎会を受けると、農業委員の施策研修、今年度のそこら辺もご審議いただける方も来ておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまから、令和5年第4回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、7番、草野英治委員、8番、中川實美委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第19号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告第4号、非農地通知の発出についてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第19号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（増富 浩彦君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第19号の朗読〕

申請番号65番から67番まで、3件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、中部調査会長お願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号65番と66番です。

申請番号65番は耕作利便のため、66番は経営規模の拡大のため譲り受ける案件です。

申請番号65番及び66番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号65番から66番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号67番です。

67番は、耕作利便のため譲り受ける案件です。

申請番号67番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号67番について、ご質疑がありましたらお願いします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 67番の譲受人はこっちにも農地の所有があるわけですね。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） 4番、池田です。

実質、今、住所は長崎になっておりますけど、実際の仕事は、雲仙市内で仕事をされています。

○委員（14番 東 康敬君） こっちにも土地があるわけですか。（「はい、あります」と言う者あり）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。東委員、よろしいですか。

○委員（14番 東 康敬君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、65番から67番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第20号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（増富 浩彦君） 議案書4ページを御覧ください。

〔議案第20号の朗読〕

議案書5ページ、申請番号27番から30番まで、4件の申請が上がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、申請番号27番から29番です。

申請番号27番は、農業用倉庫と牛の餌やり場及び運動場への追認申請です。転用者の、亡き父が主体として営農していた平成20年頃、基盤整備で換地が行われ、そのときに農地ではなくなっていたと思い込んでいたそうです。申請地は農振の用途変更の、公告が1月24日に下りております。

申請番号28番も農業用倉庫への転用申請です。

合併前に、5条の許可を取っていましたが、分筆をしておらず、その後基盤整備が行われたため、許可を取っていたところが分からなくなり、今回改めて申請したものです。

申請地は2月28日に農振の用途変更の公告が下りております。

申請番号29番も農業用倉庫への転用を計画されています。

申請地は2月27日付で、農振の用途変更の公告が下りております。

申請番号27番から29番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号27番から29番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ござ

いませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして中部調査会長お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号30番です。

30番は、農家住宅と通路用地への転用申請を計画されています。

申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号30番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号30番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、議案第20号、申請番号27番から30番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第21号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（増富 浩彦君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第21号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号5番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号5番については、農地法第5条、申請番号78番と同一事業による転用であるため、次の5条申請と一括協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議にないようですので、次に一括審議することとします。

次に、日程第5、議案第22号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（増富 浩彦君） 議案書9ページを御覧ください。

〔議案第22号の朗読〕

議案書10ページを御覧ください。申請番号77番から81番まで、5件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、各調査会長から案件について、説明及び現地調査報告をお願いします。

まず、東部調査会長をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、5条計画変更の申請番号5番と、5条の申請番号77番から80番です。

申請番号77番は、一般個人住宅への転用申請です。申請地は、農振白地、国見支所から300メートルの区域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

申請番号78番の申請地は、平成16年10月22日付で、一般個人住宅用地として許可を受けておりましたが、転用者が事故や母の介護などの事情で建てられずにいたところ、継承者が見つかри、個人住宅用地として申請されました。

申請地は、農振白地、10ヘクタール未満の一団の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号79番は、農業用施設用地への転用申請です。申請地は、3月3日に農振の用途変更の公示が下りております。

申請番号80番は、駐車場用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地、大正駅から300メートルの区域内にあるため、第3種農地と判断しました。

議案第21号の申請番号5番及び議案第22号の申請番号77番から80番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、議案第21号、申請番号5番及び議案第22号、申請番号77番から80番について協議いたします。ご質疑がありましたら、お願いします。ご質疑ございませんか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 78番です。ここだけ極端に高いんですけど、場所的に大丈夫か、どうですか。

○委員（9番 徳永 玉義君） 場所は、丁字地区じゃあもう最高の場所ですね。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号81番です。

81番は、個人住宅用地への転用申請です。申請地は、農振白地、千々石第一小と歯科医院からそれぞれ500メートル以内の区域にあり、上下水道の埋設された道路に接しているため、第3種農地と判断しました。

申請番号81番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号81番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第21号、申請番号5番及び議案第22号、申請番号77番から81番は、申請とおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議がないようですので、申請とおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第23号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（増富 浩彦君） 議案書12ページを御覧ください。

〔議案第23号の朗読〕

整理番号1番から議案書23ページ、整理番号20番までです。整理番号1番から10番までは貸借に係る案件、整理番号11番から13番までは所有権移転に係る案件、整理番号14番から20番までは農地中間管理機構へ貸しつける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第23号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号1番から10番について、ご質疑ございませんか。鶴崎委員。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 12番、鶴崎です。

この所在地はどの辺ですかね。

○議長（馬場 保君） 何番ですか。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 6番。

○議長（馬場 保君） 笠原委員。

○委員（16番 笠原 勝君） 16番、笠原です。

現場は推進員さんのほうに見に行ってもらったんですが、ここに大島って書いてあるんです。大島

は吾妻町からちょっと離れた愛野、森山辺りに実際位置している土地なんです。でもあそこは吾妻町なんです。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 昔のあの山の近く。川の越えたところ。

○委員（16番 笠原 勝君） そのこのきのほうに誰も作ってない。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 何か牛舎か何かあるとこのあの近く。分かりました。

○委員（16番 笠原 勝君） ほぼ森山って言っていいんですけど吾妻町なんです。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） あそこ、昔で言えば水に浸かりよったところですけど。

○委員（16番 笠原 勝君） そうです。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 質疑がないようでしたら、次に、所有権移転に係る申請番号11番から13番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る申請番号14番から20番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第23号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第7、報告第4号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（増富 浩彦君） 議案書24ページを御覧ください。

〔報告第4号の朗読〕

議案書25ページをご覧ください。令和4年度農地利用状況調査の結果B分類と判定した農地のうち、経営移譲年金給者の農地を省いたものについて、令和4年3月3日付で非農地通知を発出しました。各町の筆数総面積は表のとおりです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

報告第4号について、ご質疑がありましたらお願いします。

○委員（14番 東 康敬君） ちょっとよかですか。瑞穂町の一覧表をもらえないかという願いをしたんですけども、できるのか。

- 事務局（酒井 伸也君） 事務局です。準備出来次第、お渡ししたいと思います。
- 議長（馬場 保君） 森崎委員。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） それで思い出したんだけど、タブレットはどうなったのか。あれ、まだ買う予定はなかと。
- 事務局（酒井 伸也君） 事務局です。タブレットは、一応、1月に15台、国のほうから納品があっております。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） ついては各支所に何台かやるわけ。
- 事務局（酒井 伸也君） そうですね。パトロールとかでも使っていただけるかと思っておりますので、まだ使い方を説明をしながらしたいと。支所に何台かずつ配分というか、置きたいというふうを考えております。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 今までのタブレットと変わらんのか。
- 事務局（酒井 伸也君） 今までと、そうですね、大体同じではあるんですけど、ちょっと使い勝手がちょっと違うかなと思います。
- 議長（馬場 保君） タブレットについては台数が増えれば増えるだけ通信料もかかっていくとですもんね。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 通信料もかかっていく。
- 議長（馬場 保君） かかるとる。それが交付金と何じゃろう、かかってくっじゃろう。
- 事務局（酒井 伸也君） そうですね。一応、そのタブレットの通信料が最適化交付金であてがうようになっていますので、増えれば増えるほど通信費が上がりますので。（発言する者あり）
- 議長（馬場 保君） 東委員。
- 委員（14番 東 康敬君） 例えば去年は去年、農地パトロールをやるじゃないですか。そうすれば、赤判定、黄色判定で入っていきたくないな。それがまた更新されて、今度タブレットの中にはその新しい情報が入ってくるわけ。
- 事務局（酒井 伸也君） そうですね、今までもそういうふうになっておりました。
- 委員（14番 東 康敬君） もちろん、それはタブレットで大体赤判定、黄色判定で入ってきたところは、去年の情報はもう分かるわけですかね。
- 事務局（酒井 伸也君） 分かります。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） その場合さ、前はちょうどここが見やすかったんだけど、今度、半分に黄色半分で入ってちょうどそこがやっぱり見るまでに、見にくいとき。
- 事務局（酒井 伸也君） その辺は次回、ちょっと改善をしたいと思います。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 解決して。
- 議長（馬場 保君） よろしいですかね。ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので。

○委員（2番 内田 弘幸君） ちょっとすみません。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 非農地の発出の一覧ですけど、これは農業者年金とか、その受給者辺りのところは一応、非農地では上げとらんとですたいね。ちゅうことは実際、まだ非農地化しとるところは多かということだと思います。非農地通知は発出できんけど非農地化しとるといふか、そのデータはやっぱり必要かじゃなかつかなと思います。これは発出したとだけやろ。

○事務局（酒井 伸也君） すみません、この一覧の非農地発出一覧には、その年金関係の人も含まれております。

○委員（2番 内田 弘幸君） 入っている、なら分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

いつもここで終わるんですけど、ちょっと農政のほうに入ってから休憩したいと思います。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） その前に、その会議の担当、職員さんの担当はどう入れ替わったのか、それが分かるかな。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明よろしいですか。

○事務局（増富 浩彦君） そうですね。大まかに言えば、農政のほうは次長と酒井班長のほうで担当を一応してもらって、あと農地法関係のこういう3条、4条、5条基盤許可法の実務的なことは山内君と私と、吉田さんと岩永さんの4人でちょっと回していこうかなと、今のところ考えています。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 年金というのは。

○事務局（増富 浩彦君） 年金は取りあえず山内君が主で、私がサブで入って、自主的な事務は岩永さんにやってもらおうかなと考えています。

○議長（馬場 保君） もう少し分かりやすかごと担当してもらえば。（発言する者あり）

○事務局（増富 浩彦君） 何の担当というと、事務局の仕事はいっぱいあるもんやけんですね、ちょっと何の担当というとちょっとまだ。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） それでは引き続きまして、農政に対して関わる協議を行います。各委員の協議においてはよろしくをお願いします。

それでは、早速本日の協議に入ります。令和5年4月1日改正による農地取得に係る下限面積の廃止について、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） すみません、事務局です。先ほど配付しておりました資料、両面コピーの1枚紙の分なんですけども、写しているように、ゴム印が押してある分ですけど、令和5年4月1日に法改正があつておりまして、このA4用紙で工事しております下限面積要件の廃止に伴い、この工事、別紙、裏面の方のとおり廃止をしておりますので報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ただいまの説明に対して意見等などありましたら挙手の上、発言をお願いします。（発言する者あり）ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑等ないようですので、ここで一旦、休憩に入ります。その後、次の農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答についてに入ります。

午後2時45分休憩

.....

午後3時00分再開

○議長（馬場 保君） それでは、時間のほうになりますので、再開したいと思います。

次の2番の令和5年1月5日付で市長へ提出しておりますが、農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答について、担当部長のほうから見えられておりますので、意見交換を行いたいと思います。

○農林水産部長（田口 文武君） 皆さん、こんにちは。今度4月の人事異動で農林水産部のほうに来ました田口といいます。

私が20代の頃に、少しだけ農業のほうの仕事をした経緯があるんですけども、その頃から、大分事業も変わっておりますけど、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

一言だけ、ご挨拶をさせていただきたいと思います。

雲仙市農業委員の皆様方におかれましては、日頃より雲仙市の農業支援等にご尽力をいただき、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、農業農村取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化に伴う、また産地環境の激化、異常気象など、大変厳しい状況にあるというふうに意識しております。

このような中、市関係部局と農業委員会の連携が非常に重要だというふうに思っておりますし、農業の経営の安定と地域農業の振興を図っていかなければならないというふうに思っておりますので、今後とも皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、皆様方からいただきました意見書につきまして、各担当課より回答をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

なお、すみません。私が、今日、ちょっと別件がございまして、ここで中座させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（酒井 伸也君） それでは、早速、意見書の中の1番から4番まで項目がありまして、まず、1番の肥料や資材、飼料高騰に対する支援について、担当課より説明をお願いいたします。

○農林課（久保田利之君） すみません。本年度4月の異動で農林課に来ました久保田と申します。

私のほうから、意見の1番目から説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

2ページ目になります。

回答ということで、世界的なエネルギー価格の上昇に加え、国外の情勢等の影響がある中、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰していることから、海外原料に依存している化学肥料の低減や、堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営に及ぼす影響を緩和する国の事業を活用することで緊急対策を行い、肥料コスト上昇分の支援対象とならない上昇分については、県と市において支援することとしております。

支援内容としましては、本年の肥料費に対して、前年からの価格上昇率や使用量低減率により、肥料費の増加価格を算定し、その7割を国が補填し、残りの3割を県と市が1.5割ずつ補填することとしております。

さらに、農業用燃油の価格が高騰している施設園芸においても、農業経営に多大な影響を与えていることから、農業者の負担を緩和するため、省エネ設備への導入による燃油使用量の削減及び価格高騰時に補填金を交付する仕組みへの加入を促進することで、燃油価格の影響を受けにくい産地づくりを推進してまいります。

支援内容としましては、施設園芸の加温用燃油として使用するA重油1リットル当たり10円以内を補填金として交付し、補助金限度額100万円以内とし、家畜の飼料高騰対策につきましては、購入配合飼料及び単味飼料に対して、令和3年度はトン当たり200円、令和4年度はトン当たり300円の支援を行っております。

今後につきましても、引き続き、国県への予算の確保を要望し続けてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○事務局（酒井 伸也君） ありがとうございます。今の説明について、何かご質問等ありましたら
お願いします。東委員、どうぞ。

○委員（14番 東 康敬君） 今、説明の中で、一つは肥料高騰という助成金という形で、令和4年
度の分は実行があったわけですか。それとも今年度から実行する形なのか。

それと、燃油のA重油に関してでも、去年の分も実行するのか、そこら辺をお尋ねをしたいと思います。

○農林課長（岩本 忠彦君） 農林課の岩本です。いつもお世話になっております。

肥料高騰につきましては、令和4年度分も実施しております。

○委員（14番 東 康敬君） それは配付ちゅうか、精算はしとるとですか。

○農林課長（岩本 忠彦君） 令和4年度分も、秋肥分と、春、今度は令和5年度の春肥分というふう
に、2期に分けて出すようになっております。

多分、秋肥分の分が、もう来ていると思います。

もう一つのA重油につきましては、昨年度も実施しております。

○委員（14番 東 康敬君） 今年は、もう実施をしとるわけ。令和4年度。

○農林課長（岩本 忠彦君） 令和4年度も実施しております。

○委員（14番 東 康敬君） そして、また今年度も、一応計画としてあるわけ。

○農林課長（岩本 忠彦君） 令和5年度、冬場の分です。

○委員（14番 東 康敬君） それと、今度はセーフティーネットは関係せんとかね。

○農林課長（岩本 忠彦君） そうですね。一応、セーフティーネットに加入されている方に対して、

A重油、リッター当たり10円ということで、補填金を支援するということになっております。

○委員（14番 東 康敬君） なら、セーフティーネットは、また別個になるちゅうことですかたいね。

○農林課長（岩本 忠彦君） 全く別です。

○委員（14番 東 康敬君） 分かりました。

○委員（6番 本田 浩君） この補填の、雲仙市の金額は、試算は幾らぐらいですか。

○農林課（黒川 康介君） すみません。ちょっと、まだ秋肥分と春肥分を足した金額なんですけれど
も、足した金額で市の補正予算で組んだ額が9,137万5,000円、そのうち、ちょっと秋肥分
でどれだけ出たのかというところまでは、ちょっと、まだ把握しておりません。

○委員（6番 本田 浩君） 分かりました。

○事務局（酒井 伸也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○事務局（酒井 伸也君） なければ、次の2項目めの労働力不足の解消について、説明をお願いいた
します。

○農林課（久保田利之君） それでは、2項目めの労働力不足の解消について説明をいたします。

当委員会から現状での実績報告の要望につきましては、情報共有をしておりませんでしたので、1日農業バイト並びに雲仙市地域づくり事業共同組合につきまして報告させていただきます。

1日農業バイトの令和4年の実績につきましては、島原半島3市において、アプリ登録農家数は50件であり、うち雲仙市におきましては14件となります。

また、実際に活用した件数につきましては、3市において14件となり、うち雲仙市におきましては2件の実績となっております。

年間を通じて常時雇用できるよう、農業者自らも雇用者として確かなスキルを身につけていただくとともに、働きやすい労働環境や諸条件等の整備が重要でございますので、関係機関と連携し、指導、助言を行うなど、引き続き農業者との連携を図りながら、労働力確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、雲仙市地域づくり事業共同組合の令和4年度の実績につきましては、雲仙市全体で複数の仕事を組み合わせて通年の雇用をつくりだし、地域の担い手を確保することを目的に、令和4年3月22日に長崎県知事から県内3例目の労働者派遣事業を行う特定地域づくり事業共同組合の認定を受け、令和4年4月1日から事業を開始していると聞いております。

現在の組合員は6事業者、農畜産業、水産業、旅館業、産業廃棄物処理業等、派遣職員は4月に1名雇用を開始し、人員が不足していた旅館に派遣され勤務しておりましたが、その後退職し、現在雇用している派遣職員はゼロ名となっております。

なお、特定地域づくり事業の制度は、国において地域人口の急減に直面している人口急減地域において、地域社会経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境を整備し、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的として、新たに地域人口の急減に対するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が制定され、令和2年6月4日に施行されました。

人口急減地域においては、事業者単位で見ると、年間を通じて仕事がなく、安定的な雇用環境や一定の給与水準の確保が難しいという実情があるため、県が認定を行う特定地域づくり事業協同組合が、地域全体の仕事を組み合わせて、年間を通じた仕事を創出し、地域内外の若者等を雇用し、繁忙期に応じて人材を派遣する仕組みであり、運営費を国と市で支援するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○事務局（酒井 伸也君） ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問等ありましたらお願いします。東委員、どうぞ。

○委員（14番 東 康敬君） これ、ほら、1日農業バイトの実績報告の中に、アプリで、雲仙市が14件あって、実績としては、3市において14件しかなかったということに関して、この事業自体というのが使いやすいものか、それとも、いろんな申請のやりくりができなくて、実質的には3市で、

14件となったのか、そこら辺の原因というのは分かるのですか。

○農林課（黒川 康介君） そうですね、ちょっと、使いやすいか使いにくいかというところがあると、やっぱり、パソコンとかスマートフォンなどを通じて募集をかけるので、なかなか、やっぱりそういった操作に慣れていない方については、使いにくいところがあったのかなとは思いますが。

ただ、実際募集をかけられた人数が、累計で795人いたんですけども、そのうち、成立したのが740人ということで、93%のマッチング率だったので、実際、効果はあるのかなと思います。

やはり、使いにくいところがあるので、農協さんとしても、この生産部会、特に若い方がいるような部会については、使い方の勉強会を開いたりなどして、実際のこのシステムを開発した企業の方を呼んだりとか、テレビ会議などをして使い方の説明会をしておりますので、実際にパンフレットを配布するだけだと、なかなか、ちょっとシステムを使ってみるところまでは行かないので、しっかりと、そういった使い方の説明も併せて周知していけば、使いやすい事業になっていくのかなというふうには思っております。

○委員（14番 東 康敬君） これ、労働賃金は幾らぐらいにしとるわけ。

○農林課（黒川 康介君） そこは、農家さんが、農家さん自身で設定していいようになっています。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 補助はないの。

○農林課（黒川 康介君） 補助はありません。ただ、やっぱり、今、試行的な取組ということで、普及するまでは手数料などは取らないという形で進めているので、単価の設定については、農家さんで決めていただいているんですけども、ある程度、部会とかで取り組むのであれば、ある程度単価の設定というところで、高い・安いというのが分かれなような形で設定していただければいいのかなというふうに思っています。

○委員（14番 東 康敬君） これは、もう一つ、情報発信を、ある程度、末端まで分かるような、これ、今日初めて、「お、こげんともあつとかね」ということで、こういう情報があつたから分かるわけです。これを、もっと幅広くできるような状態で、また1日バイトをする人の人員も増やしていかと、飽和状態になるわけです。

そこら辺は、どういう考え方でやられているのか。

○農林課（黒川 康介君） そうですね。一応、認定農業者の皆さんには、周知という形でパンフレットを配布はしているんですけど、なかなか見ただけでは分からないようなところもありますので、こういった使い方の説明会とか、その注意点という形で、保険のことだったりとか、ボランティアの方がけがしたときの保険です。そういったところとかもありますので、振興局とかと連携しながら、説明会などを開催しながら、ちょっと分かりやすく情報を発信していきたいというふうに思っております。

○委員（14番 東 康敬君） 分かりました。

○事務局（酒井 伸也君） ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○事務局（酒井 伸也君） ないようでしたら、次の3項目の市単独事業農地保全事業について説明をお願いいたします。

○農漁村整備課（横田 俊介君） 農漁村整備課の横田と申します。よろしく申し上げます。

私のほうから、農地保全事業について回答させていただきます。すみません。座って回答させていただきます。

農地保全事業は、市独自の補助事業であり、農地保全の充実を図り、農業振興に資することを目的に、雲仙市農地保全事業補助金交付要綱を定め、事業を行う従事者の方に対して、市の補助金を交付する事業です。

事業内容としましては、農道助成事業、基盤整備地区内農道舗装事業、かんがい施設助成事業、排水路助成事業、暗渠排水助成事業の5つの事業がございます。

今回の内容についてでございますが、申請者側から、緊急性や必要性が増えてきた時期によりやく完成するという状況になってきていると推測されることがありますが、毎年の100件以上の申請件数があり、要望箇所が増加傾向であることから、多くの地区に広く要望に頼れる事業、補助の条件額を200万円とさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

また具体的例として、申請年9月末の翌年には事業実施になると思うが、新規申請の場合、採択にならず1年間待つことになる。翌年そのまま申請すれば継続とみなし採択となるなど、事業として疑問に思える採択をしているとのことですが、事業内容の審査につきましては、事業要件に該当しているか、また、関係機関の手続は完了しているか、事業の緊急性や必要性、施設の老朽化や費用対効果等について、現地、書類審査を各総合支所と本庁とで行っており、翌年そのまま申請すれば継続とみなし採択となることではございません。

採択基準等の見直しについては、そのようなご意見があるということ、今後の参考とさせていただきたいと思います。

以上で回答を終わります。

○事務局（酒井 伸也君） ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問等ありましたらお願いします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） この件については、まず予算が少なく、結構、出てくるわけですか、事業の申請が。

そういったときに、うちらもその事業をしたところを見たときに、全く効果がないところにも結構予算がついているなという場所もあるわけです。そこら辺の精査というのは、どういう形で審査をしているのか。

もう荒れ地があつて、優良農地がないようなところでも、そういう申請が通つてきているところも、やっぱり、ちょっと見かけるところがあるわけですかね。そこら辺の審査の状況というのは、どういう形でやっているのか。

○農漁村整備課参事補（横田 俊介君） この申請が上がってきたら、現場を確認して、申請内容と見比べて、事業内容の要件に合うかを確認しまして、荒れ地があるところでも、そういう、例えば道路を造って、そこを造れるようにするとか、そういう目的がないと補助を捨てるようなことになるので、それに、基本、しても一緒なようなところには、つけないようにはしているつもりですけど。

○委員（14番 東 康敬君） 意外と、しかし荒れ地のところの真ん中に、そういう事業が採択をされているような場所もあるわけですかね。見た感じの中で。

だから、そこら辺はやっぱり精査をしてもらわんと、これは、これだけ枠が、予算の枠が限られた中で、この中にもあるように、まだ、ほかにも待っている事業者というのが結構いる中で、ちょっとおかしな感じも、なきにしもあらずというのはあるわけですかね。

○農漁村整備課（松竹 隆範君） すみません。農漁村整備課、松竹です。

ちょっと、おっしゃりたいことは分かるんですけども、一応、先が荒れ地であっても、ちょっと、そういった任意の書類等を取って、こういう道が整備できたら、荒れ地も解消できるということで、そういう面も考慮して、現地も確認して確認等も行っていますので、決して、ちょっとそういった、いろいろ、こっちはそうじゃないのかとか、そういうことは分かりますので、各総合支所と一緒になつて現地を見て精査していますので、あと地権者、関係者等も、関係者から、ちょっと事業を取得して事業を推進していますので、どうかご理解お願いしたいと思います。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 緊急にしてほしかところと、そんな荒れ地とは、やっぱり差をつけるべきじゃかならうかと思うけれど、どがん思う。

○農漁村整備課（松竹 隆範君） 現地確認する際に、先ほど説明をした緊急性であつたりとか、その現場の状況であつたり、採点をするわけです。

その採点の方式で、点数がある程度確約したところで採点をしていますので、委員さんがおっしゃるところと、私たちが精査しているところと、少しそういうところがありますけれども、決してそういった、思われているような採点をしていませんので、一応、現場状況をよく確認して行っていますので、よろしくお願ひします。

○委員（4番 池田 兼三君） よかですか。農道の助成とか、排水路の助成について、事業量によって、例えば30メートルぐらいできると、それは、いろんなどころの構造でもよるけど、ただ単純に、毎月100万円なら100万円じゃなくして、もうここは、3年ぐらいで終わるという見通しのついたところは、例えば200万円ぐらいつけて、事業の援助の長かところは、これはもう100メートルぐらいあるところは、ずっと100万円つけるかどうか、でも、たった30メートル、20メー

トルところは、早く終わらせたときに、その分、そこには事業を、事業費を余計つけるとか、そういうつけ方もしてほしいんじゃないかならうかと。

今ので、100か所、同じようにしよつたら、それは何年でも終わらんわけですたいね。もう目に見えたところは、もうなるべく片づけてもらって、そういうようなことも必要じゃなからうかなと思わうわけですたい。

○農漁村整備課（横田 俊介君） 各地区の進捗状況等も考慮しまして、考えていきたいと思います。

○委員（4番 池田 兼三君） よろしくお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） ほかにありませんか。

○農漁村整備課（松竹 隆範君） 補足ですけど、先ほどの。

言われている、あと少しで終わるとじゃないかというときには、そういう配分もしたり、例えば単費をして終わったりするところもあります。

ただ、あと数メートルとか、そういったところでは、そういったところは考慮していますので。

すいません。補足でした。

○事務局（酒井 伸也君） ほかに。

○委員（18番 林田 剛君） この問題は、地域の人たちからいろいろな意見を、私たちが伺うわけで、回答が、今回、このように提示されているんですけど、今回のも見たら、今年度も今までの要項のとおりでいくというふうに捉えられるんですけど、予算の獲得なり分配の仕方を、もう一回考え直すとか、今年度から新しく取り組むという、何かの施策は考えていないですか。

このままだったら、またずっと新規の人は待ち、待つ人が増えていくだけのように感じるんですけど、新たに取り組むという施策は何かありませんか。

○農漁村整備課（松竹 隆範君） 内容については、配分関係は毎年調整をしているわけです。例えば、各地区地区の面積であったり、面積要件と、あと、その按分で、ずっと調整をしていっているんです。

すみません。予算に関しては、すいません。私たちの力不足で同じような予算しか取れませんが、そういった各地区地区で面積割り条件がありますので、それと申請件数の多いところと少ないところがありますので、そういったところの調整をしながら行っています。

毎年毎年、同じような配分をしているわけではありませんので。すみません、そこ辺りは。

○委員（18番 林田 剛君） じゃあ、今年度も募集は、いつもと変わらんように募集はするわけです。こういう事業がありますから申請を上げてくださいという募集は、今年も同じようにするとか、新規の募集というか。

○農漁村整備課（松竹 隆範君） 要項的には、まだ、今回は改正までは至っていませんので、そういった、例えば申請がしやすいようにとか、そういうのは内部的、内示的な感じで調整を行う予定ではありますけども、要項に関しては、今の要項状況で行いたいと思っております。

すみません。そのように調整をしていきたいんですけども、まだ今、課内で協議中です。よろしく
お願いします。

○事務局（酒井 伸也君） ほかにありますか。増富さん。

○事務局（増富 浩彦君） この問題は、この回答じゃ、農業委員会は、多分、本当、受け取れんとか
なと思っておるけども、これは市長決裁まで行つとるとかな。こういう回答をするって、市長決裁ま
で行つとると。

○農漁村整備課（松竹 隆範君） これは、一応、市長まで決裁いただいています。副市長からはレポ
で、全課長同士でレポを行っております。

○事務局（増富 浩彦君） よかでしょうか。この農地保全事業というとは、これだけ予算の膨らんで
きたというとは、今までのやり方が間違っているという認識は、農漁村は持つとるとやろか。どがん
か返事ください。まず。

当初、農地保全事業というのは、予算は幾らで、今、予算は幾らでと言うとは把握しとるとよね、
農漁村は。3,000万円ぐらいだったよね、合併したときは。今、9,000万円、1億円ちょっと
弱、9,800万円ぐらいか、令和4年度で、ずっと予算だけ積みましてきて、申請件数も増えてき
ました。こういう状態をつくり出したとは、今までのやり方が間違うとるけん、今の状態で何年も待
って、待つてという出来上がり方ばしていくようなことになってしもうとるけん、今回、雲仙市の農
業委員会から方法は変えたほうがいいんじゃないですかって意見書で書かせてもらつとるとに、また
全然採択基準の見直しは意見があることを踏まえて今後の参考と「今後」って、さっきうちの林田職
代からもあつとうごと、今年はどうすると。もう来年度、また何年も待たんばいかんごとになってしま
うっていつて、早く手を打たんば、もう農地保全事業で予算が多分そがん増やされんとかなどは私も
思つとるけども、もうその限られた予算の中でどがんしたらという方法、農漁村の狭い世界じゃなく
てよその部局、農林部局であつたり商工のほうの部局であつたり、いろんな意見が持つとる人がおる
かもしれんやけん、そういう意見を求めて、広か意見を求めてから一番よか方法で処理していつた
ほうがよかつちやなかるうかなと俺は思つとるけども、どがんですか。

○農漁村整備課（松竹 隆範君） 今後の参考にさせていただきます。

採択は先ほどもおっしゃいました、説明したんですけども、現地の精査に関しては厳重に確認を行
つたりして、申請に、条件に合わないところのマル・バツについても精査していますので、ちょっと
そこ辺りについては今後の研究材料にしていきたいと思います。

○委員（4番 池田 兼三君） 今、私も昔の話するけど、今、こういう工事をするときには全て業者の
ほうが責任から現場のほうは設計見積りない、全部業者任せでしょう。職員は何も知らんと思うわけ
です。そういう中ではっきり言って、例えば100万以上予算がついたときに直接工事にかかる経費
は60万って私は思うわけです。あと40%はそういう業者の人件費とか、そういう職員にかかつて

と思うわけです。それで、そういう内容で予算が幾らついてただ100万つけば60万ぐらいしか現場のほうにさけないという状況では全然すまんと思うわけです。そういうところも今からちょっと検討をしていただきたいと思います。

特に業者の場合は昔と違って経費は今上がっていますので、諸経費も。昔は20%ぐらいでできよったです。もう倍ぐらいになる。それを現場管理とか設計までされていたら、それはもう直接工事にかかる事業費はもう20から50%にしかなかろうと思っています。

○農漁村整備課（松竹 隆範君） すみません、ご意見ありがとうございます。今はちょっと内容の精査です、そういう数量の精査のほうも厳重に行っていますので、そういった言われた何%、何%というようなことは今ございませんので、ちょっとそこまでは、すみません、前を知っているのであれなんですけど、そういったことはございませんので中身を（発言する者あり）そうです。そこは研究してまいりたいと思います。

○委員（14番 東 康敬君） もう一点は。

また農地保全事業のことで採択のことで、以前、農業委員会で転用で4条、5条の転用があるわけですか。農地保全で道路を造れば、この農地は宅地になるね宅地転用に係るところもあるわけです。そういった形からすれば、優先的にするのが1種農地を重点的に農地保全事業で頑張ってやっていけば、2種、3種になれば、今言ったように道路ができれば、向こうは宅地に転用しろというのがいっぱい出て来るわけですね、この現地調査をする中で。だから、そこら辺もちょっと農業委員会との連携を取りながら精査をするという形も一つの手じゃないかと思うところがあるわけです。そこら辺はどう思うかですか。もう自分たちだけで採択をやっていくのか。ちょっと農業委員会のところでもこの地区はどうかちゅうことで打診をするのか、そこら辺の方法論ですか。

○農漁村整備課（松竹 隆範君） 参考にさせていただきたいと思います。

○事務局（酒井 伸也君） ほかにはありませんか。内田さん、どうぞ。

○委員（2番 内田 弘幸君） そもそもあなたたちの今の話からして農地保全事業というのは大体農地を保全するためにある事業とか意味が分からない。荒れ地になりよったところも農道ができたりとか。そして、それをつくった後にそこに農地があれば、農地の人とも話をするっていう話はしたすたいね、その先でその農家の人とも話を。その農地保全ばしたら、あとの農地に関してその事業がした後の農地の検証とか、そして私もさっきからの話もありようけど、こがん道路につくらんでよかつたらもうんって言われる箇所があると。そういうところにあなたたちは行って、これは農地保全事業で道路ばつくったとやけん。これはちゃんと農地として使ってくれというような、その事業ばした後の指導ですたいね。そういうのがありようとか。それで結局、別のところでもあったけどイノシシの柵とかああいうのなんかも黙って見ておれば、イノシシ柵がいっぱいしてあったけど、ゆうゆう草ぼうぼうになって、ああいうのもちゃんとそんだけの柵ばしたとならしたなりの、それなりのその

後の指導もしていかなげら、本当の予算の無駄です。あとはどげんもこげんもならんごとあるところに、どんどんイノシシ柵でございますってして行ってみればゆうゆう草ぼうぼうになって荒地、その辺のところは今度は草払いもされんごとなつとる。ああいうのもあれも相当の無駄やし、本当にこの事業自体が予算はどんどん増えとるかもしれんけど、さっきから要望はいっぱい上げよるけど、その後、審査して採択ばしよるみたいな話やったけど、その後のちゃんとした検証というか、した後の検証ですたい。そういうこともちゃんと着実にやっていきよらすとか。そして、農家に対する指導かれこれもやっぱりしていただくとか。そして、道ができたけん、2種農地やったら宅地とか。そういう本当にそういうことも含めて、その事業の採択はしよらすとかなということの今ずっと話ば聞いておって思ったもんやけん、その辺ちょっと事業の後の、事業が終わった後の検証とか、そういうのもしよらすとか、ちょっとお願いします。

○農漁村整備課（松竹 隆範君） 全て完全に完璧に見て回るわけではないんですけども、例えば今いらっしゃったそういった荒地でそのままやったりとか、ちょっとそういうところは確認をして、もう数年前だったんですけどもそういった事例がありまして、例えば宅地化してそういった状況にしていた。という場合が補助金返還、そこに入るためだけのその農地に入るためだけの目的でということで申請を上げた件がありまして、これはもうちょっとあれ何ですけどソーラーをつくっていたと、そういった場合には補助金返還、その目的で、農地を守る目的でということで申請をした後にちょっとそういったことをした場合はそういった現地確認をして、そういった指導を行っております。そういった事例もありましたので。（発言する者あり）そうです。

○委員（2番 内田 弘幸君） そこら辺もやっぱりお互いが分かった形での採択をしていかなごとは、何のための農地保全事業かなと、無駄になる。

○農漁村整備課（松竹 隆範君） そうですね。職員数も限られた職員数ですので、全て把握できていくわけではないんですけども、ちょっとそういったのを把握はしております。確認はしております。

○事務局（酒井 伸也君） 小筏委員、どうぞ。

○委員（17番 小筏 正治君） 先ほど補助金返還と言われましたけど、原則的にはこれもう宅地化にしてはいけないわけですか。それとも何年か経って時代が変わって、そのときにそういう転用申請だったりが出た場合はどういう、やっぱり忘れてた農地でもそういう道路があるところは何年かすればそういう転用的なことも増えてくると思うんです。10年、20年経った先にそういう基準的なものがあるのか。ないですか。

○農漁村整備課（松竹 隆範君） 内規で一応確認はしているんですけども、例えば継続ですと何年もされているところで途中でそういった諸事情があつて宅地化にされたとか、そういったときには事業のストップ、そういった同意書を頂いて申請を頂いておりますので、申請者の方に。

○事務局（酒井 伸也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○事務局（酒井 伸也君） ないようでしたら、最後の4項目です。意見書に対する取組報告について、説明をお願いいたします。

○農林課（久保田利之君） それでは説明をさせていただきます。

令和4年度は、月末に開催される北部、中部、南部の調査会におきまして、農地中間管理機構促進対策事業に関する報告等をさせていただくため、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様が会合される会議に参加させていただきました。

また、令和5年度におきましても、農業経営基盤の強化に関する基本構想の意見聴取など機会があるたびに参加させていただき、今後も各種事業の説明や意見交換、要望内容の進捗状況の報告等、情報共有を行っていきたいと考えております。

また、農地の利活用や維持管理に関する市の考えや市としての対応できること、できないことなどの情報提供を行い、お互いに理解し合い、現実的な取組の実現に向けて、連携していければと考えておりますので、農業員の皆様のご理解とご協力をよろしくをお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○事務局（酒井 伸也君） ありがとうございます。

ただいまの説明についてご質問等ありましたら、お願いします。（発言する者あり）ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○事務局（酒井 伸也君） 質問がなければ、これで終了したいと思います。

農林部局の皆様、ありがとうございました。

以上で終わりたいと思います。

午後4時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 4月 5日

議 長

署名委員

署名委員